



平成 30 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-6659-5141

営業外収益（為替差益）、営業外費用（訴訟費用）、営業外費用（訴訟損失引当金繰入額）、及び特別損失（減損損失）の発生並びに平成 30 年 1 月期連結業績予想に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月期第 4 四半期連結会計期間（平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日）において営業外収益（為替差益）、営業外費用（訴訟費用）、営業外費用（訴訟損失引当金繰入額）、及び特別損失（減損損失）を計上する見込みとなりましたのでその概要をお知らせするとともに、平成 30 年 1 月期通期の連結業績予想をお知らせいたします。

記

1. 営業外収益（為替差益）の内容及びその金額について

平成 30 年 1 月期第 4 四半期連結会計期間（平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日）の為替相場の変動により、外貨建債権債務について約 15 百万円の為替差益が発生いたしました。

この結果、平成 30 年 1 月期（平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日）連結決算においては、為替差益が約 16 百万円計上される見込みとなりました。

2. 営業外費用（訴訟費用）の内容及びその金額について

平成 30 年 1 月期第 4 四半期連結会計期間（平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日）において、訴訟に係る弁護士報酬等の費用として約 2 百万円を計上する見込みとなりました。

3. 営業外費用（訴訟損失引当金繰入額）の内容及びその金額について

当社は、株式会社スーツからコンサルティング費用請求に係る訴訟の提起を受けておりましたが、平成 29 年 12 月 14 日に東京地方裁判所から判決を受けております。当該判決を

受けて訴訟に対する損失に備えるため、訴訟損失引当金繰入額約3百万円を営業外費用に計上する見込みとなりました。なお当社はこの判決に不服であり平成29年12月15日に控訴しております。

4. 特別損失（減損損失）の内容及びその金額について

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、対象資産の評価について検討を行った結果、建物、器具備品等の減損損失として約4百万円を計上する見込みとなりました。

5. 連結業績予想の公表

(1) 平成30年1月期通期（連結）（平成29年2月1日～平成30年1月31日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
通 期	632	△29	△26	△33	円 銭 △3.57

当社は平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期より平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったため、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となっております。

このような状況下、当社は資本の増強により財政状態を健全化するとともに、主たる事業である卸売り事業の再建及び新規事業である不動産事業による収益の確保に努めてまいりました。

また、平成29年11月9日「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ）の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、2.5億円ほどの資本増強を行いました。

当該事業年度において、主力得意先からの受注を取れなかったことから、卸売り事業は苦戦しました。秋冬については、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、秋冬新規プロパー商品の販売を始め、既存在庫の販売に注力して参りました。しかしながら、主力販路である専門店・GMS 向けの販売が苦戦したことから売上高は前年同期に比べ減少しました。加えて、当該事業における利益構造改革の一環として販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、例年どおりに推移したことから、営業損失並びに経常損失の計上を余儀なくされました。また、新たな収益の柱の構築を目的に、インナーウェア事業に進出することを決定しました。昨年8月末頃から株式会社丸井グループの催事売場でデモンストレーションを行っているものの、当社への業績に与える影響は軽微であります。当社の連結子会社におきましては、中国本土における工場等への作業着の供給を基軸としたユニフォーム事業を立上げ、本格的に営業活動を開始しました。しかしながら、

同業他社との価格競争、初期事業年度ならではの経費計上等をあわせ、その結果、営業損失の計上を余儀なくされました。

一方、平成 30 年 1 月 19 日に「販売用不動産の取得及び売却に関するお知らせ」にて公表したとおり、当該不動産売買取引により 2 億 4 千万円ほどの営業利益の発生が見込まれることを合わせてお知らせいたしました。

これらの結果から、平成 30 年 1 月期の業績見込みとして、営業利益につきましてはマイナスになる見込みですが、営業キャッシュ・フローにつきましては 37 百万円の黒字を見込んでおります。そして、平成 30 年 1 月末の株主資本の額は約 116 百万円となる見通しとなったことから、債務超過は解消される見込みです。

平成 30 年 4 月 26 日提出予定の平成 30 年 1 月期有価証券報告書にて、営業利益または営業キャッシュ・フローの値のいずれかが黒字と確認され、かつ債務超過が解消された場合、平成 30 年 1 月期有価証券報告書提出日を以って猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

以上